

## 小郡市監査委員公表第11号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年4月8日

小郡市監査委員 高山 晃  
小郡市監査委員 井上 勝彦

### 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

#### 記

##### 第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和3年3月2日から令和3年3月25日まで
- 2 監査対象 公平委員会事務局
- 3 監査範囲 令和2年4月1日から令和3年1月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

##### 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）  
特になし

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）  
特になし

監査委員指摘事項及び事務局指導事項については、以上のとおりである。  
今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。